

**令和２年度
第１回豊山町放課後子どもプラン
運営委員会**

日時 令和３年３月１７日（水）午前９時５０分

場所 豊山町役場 会議室５

豊山町教育委員会事務局 生涯学習課 生涯学習係

豊山町生活福祉部 福祉課 子育て支援係

次 第

1 委嘱状の交付

2 あいさつ

3 会長及び副会長の選出

4 議題

(1) 放課後子ども教室等の概要及び令和2年度の利用状況等について

①放課後子ども教室

②放課後児童クラブ（なかよし会）

(2) 放課後子ども教室等の令和3年度の取り組みについて

①放課後子ども教室

②放課後児童クラブ（なかよし会）

(3) 「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の在り方について②

5 その他

(1) コミュニティ・スクールについて

目次

議題（１）	放課後子ども教室等の概要及び令和２年度の利用状況等について	1
議題（２）	放課後子ども教室等の令和３年度の取り組みについて	5
議題（３）	「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の在り方について②.....	7
その他（１）	コミュニティ・スクールについて.....	15
豊山町放課後子どもプラン運営委員会名簿（令和２年度）		17
豊山町放課後子どもプラン運営委員会設置要綱		18
豊山町放課後子ども教室事業実施要綱.....		19
豊山町放課後児童クラブ室の設置及び管理に関する条例.....		20
豊山町放課後児童クラブ室の設置及び管理に関する条例施行規則		22

議題（１） 放課後子ども教室等の概要及び令和２年度の利用状況等について

１ 放課後子ども教室

（１）概要

①活動場所 豊山小学校西館プレイルーム

※授業や部活動に支障がない時は運動場等でも実施

②活動日時 給食のある日の月曜日と木曜日

下校時間から午後４時まで

③対象者 豊山小学校小学１年生～３年生（定員なし）

※放課後児童クラブとの二重登録はできない。

④指導者 コーディネーター１名、支援員３～４名

⑤活動内容 学習、読書、工作、運動など

※令和２年度は新型コロナウイルスの影響により、地域の方々との交流、体験活動はなし

（２）利用状況

①登録者数

	（令和２年１２月末現在）				（各年度末現在）	
子ども教室	１年	２年	３年	合計	H31	H30
豊山小学校 在籍者数	69 人	67 人	68 人	204 人	205 人	197 人
登録者数	15 人	20 人	16 人	51 人	65 人	63 人
登録率	21.7%	29.8%	23.5%	25.0%	30.3%	32.0%

②出席率

	（令和２年１２月末現在）				（各年度末現在）	
子ども教室	１年	２年	３年	合計	H31	H30
１日の平均 出席人数	6.3 人	8.6 人	6.8 人	21.6 人	30.3 人	32.6 人
出席率	40.2%	43.0%	42.5%	42.3%	46.6%	51.7%

2 放課後児童クラブ（なかよし会）

（１）概要

①活動場所 小学校区３か所の施設

【豊山】 総合福祉センターしいの木

【新栄】 北館さざんか

【志水】 志水小学校敷地内

②活動日時 <平日> 下校時間～午後６時３０分

<長期休暇・土曜日> 午前８時００分～午後６時３０分

③対象者 保護者の就労などにより、下校後家庭で親の保護を受けることができない小学校１年生から６年生の児童

④指導者 指導員

【豊山】 ５名 【新栄】 ６名 【志水】 ４名

⑤活動内容

- ・指導員による遊びの提供（読み聞かせ・工作等）
- ・宿題の取組（プリント・漢字ドリル・計算ドリル等）
- ・室内での遊び（本読み、折り紙、ぬり絵、写し絵、ままごと、トランプ、ボードゲーム、ブロック、パズル、お手玉、まんが等）
- ・屋外での遊び（遊具、ボール遊び、おにごっこ、砂場遊び、なわとび等）

(2) 利用状況

①登録者数

(令和2年12月末現在) (各年度末現在)

なかよし会		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	H31	H30
豊山	在籍者数	69人	67人	69人	68人	57人	72人	402人	402人	392人
	登録者数	28人	19人	21人	6人	0人	0人	74人	78人	75人
	登録率	40.6%	28.4%	30.4%	8.8%	0%	0%	18.4%	19.4%	19.1%
新栄	在籍者数	58人	56人	55人	58人	58人	62人	347人	346人	331人
	登録者数	37人	24人	22人	9人	4人	1人	97人	94人	95人
	登録率	63.8%	42.9%	40.0%	15.5%	6.9%	1.6%	28.0%	27.2%	28.7%
志水	在籍者数	48人	47人	47人	56人	44人	73人	315人	340人	360人
	登録者数	18人	15人	3人	6人	3人	0人	45人	64人	70人
	登録率	37.5%	31.9%	6.4%	10.7%	6.8%	0%	14.3%	18.8%	19.4%

②平日出席率

(令和2年12月末現在)

(各年度12月末現在)

なかよし会		合計	H31	H30
豊山	1日の平均出席人数	38.2人	46.2人	46.1人
	出席率	46.3%	52.1%	55.6%
新栄	1日の平均出席人数	59.0人	69.9人	65.5人
	出席率	56.0%	64.9%	64.7%
志水	1日の平均出席人数	25.9人	41.7人	47.7人
	出席率	49.4%	63.7%	61.8%

《このページは空白です。》

議題（２） 放課後子ども教室等の令和３年度の取り組みについて

１ 放課後子ども教室

（１）基本方針

- ・ 豊山小学校に加え、新たに新栄小学校、志水小学校でも実施する。
- ・ 実施日、実施時間等は、今年度と同じ。
- ・ ３校の放課後子ども教室の運営を委託する予定。

【参考】委託運営している自治体：北名古屋市、日進市、瀬戸市、豊明市

（２）来年度に向けてのスケジュール

	豊山小学校	新栄小学校・志水小学校
３月上旬	現１・２年生（新２・３年生） に参加申込書を配布	
	入会申込み受付	
４月上旬	新２・３年生・教室開始	
４月中旬	新１年生に参加申込書を配 布	新１～３年生に参加申込書 を配布
	入会申込み受付	入会申込み受付
６月上旬	新１年生・教室開始	新１～３年生・教室開始

2 放課後児童クラブ（なかよし会）

（１）基本方針

- ・今年度と同様に、小学校区３か所の施設で実施予定。

【豊山】総合福祉センターしいの木

【新栄】北館さざんか

【志水】志水小学校敷地内

- ・実施日、実施時間等は、今年度と同じ。

（２）来年度に向けてのスケジュール

1 1月上旬	入会のお知らせ（小学校・保育園・幼稚園）
1 2月上旬	なかよし会申込書を配布
	入会申込み受付
2月上旬	加入承認通知書を発送
3月中旬	指導員による面接（新規申込者）
4月1日	新年度入会（新1年生も受け入れ）

議題（３） 「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の在り方 について②

1 経緯

（１）国の動き

共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、小学校に就学している全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省から連名で平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」の策定が示され、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を進めることとされた。

その後、放課後児童クラブのさらなる受け皿整備などを行うこととして、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されるなど、近年、国においては放課後児童対策が強く推進されているところである。



（２）豊山町の動き

豊山町では、令和2年度からスタートした「第5次総合計画」に「放課後児童クラブなかよし会と放課後子ども教室の効果的・効率的な運用を図り、放課後児童の居場所づくりを推進する」こととされている。

また、総合計画の下位計画である「第3期生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画」や「第2期子ども・子育て支援事業計画」にも「新・放課後子ども総合プラン事業を生涯学習課と福祉課や小学校等との連携を図りながら検討していく」こととされている。

2 今回のテーマ

前回の放課後子どもプラン運営委員会（令和2年1月30日開催）において、初めて「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の在り方について提案し、今後どのような形で進めていくのか、課題の整理と先進自治体の調査研究を進めていくことを確認した。

令和3年度、「放課後子ども教室」は豊山小学校以外の2校について開設し、「放課後児童クラブ」と同様の体制を整えることから、本町における今後の両事業の連携の在り方を検討する。

新・放課後子ども総合プラン

(2018 (平成30) 年9月14日公表)

背景・課題

○現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。

○小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

○そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

■放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）

■全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。

■両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

■子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【参考】

3 放課後子ども教室と放課後児童クラブの比較（令和3年度実施予定内容）

区分		放課後子ども教室	放課後児童クラブ
目的		安全・安心な子どもの活動拠点として、体験活動やスポーツ、地域住民との交流活動等を行う。	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生へ放課後の生活の場を提供し、保育を行う。
法的位置づけ		社会教育事業（法的な位置づけなし）	児童福祉法第6条の2第2項に規定された社会福祉事業
対象児童		1年生～3年生 【全児童対象】	1年生～6年生 【保護者の就労などにより下校後家庭で親の保護を受けることができない児童】
実施場所		【豊山】豊山小学校1階西館プレイルーム 【新栄】新栄小学校2階パソコン室 【志水】志水小学校1階国際理解教室	【豊山】総合福祉センターしいの木 【新栄】北館さざんか 【志水】志水小学校敷地内
実施期間・時間		給食のある月曜日と木曜日 下校時～午後4時	月曜日～金曜日 下校時～午後6時30分 ※土曜日、春休み、夏休み、冬休みは午前8時～午後6時30分
定員 （登録者数 ※R2実績）		【豊山】100人（51人） 【新栄】40人（未実施） 【志水】60人（未実施）	【豊山】70人（74人） 【新栄】100人（97人） 【志水】100人（45人）
人員体制		①コーディネーター（1人） ②代表指導員（3人） ②指導員（6人）	①指導員（9人※） ※豊山学区5人、志水学区4人 新栄学区は檸檬会が運営
利用料		年間700円 ※傷害保険料等として実費徴収	月額3,000円 ※2人目からは月額1,500円） ※延長利用料（午後5時30分～午後6時30分）は日額100円
活動内容		・プリント ・外遊び ・自由工作 ・地域ボランティアによる体験活動（三味線、昔あそび、太鼓等）	・指導員による遊びの提供（読み聞かせ・紙芝居・工作等） ・宿題の取組 ・室内での遊び ・屋外での遊び
所管	国	文部科学省	厚生労働省
	町	教育委員会事務局 生涯学習課	生活福祉部 福祉課

4 放課後子ども教室と放課後児童クラブの課題

(1) 放課後子ども教室

- ① 令和3年度より、豊山小学校以外の2校においても開設する予定であるが、開催回数は週2日であり、今後、開催回数を増やすことができるのか、事業の実施場所となる学校側の理解・協力を得ることを含め検討する必要がある。
- ② 令和3年度より、運営を民間業者へ委託する予定であるが、コーディネーターの事業運営スキルの向上を図っていく必要がある。

(2) 放課後児童クラブ

- ① 新栄学区において年々登録児童数が増加しており、児童数に応じた面積を確保できる開設場所を検討する必要がある。
- ② その開設場所として、教育委員会とさらなる連携のもと、小学校の余裕教室等の積極的な活用を進める必要がある。
- ③ 指導員の担い手不足等により、職員の確保が困難となっている。

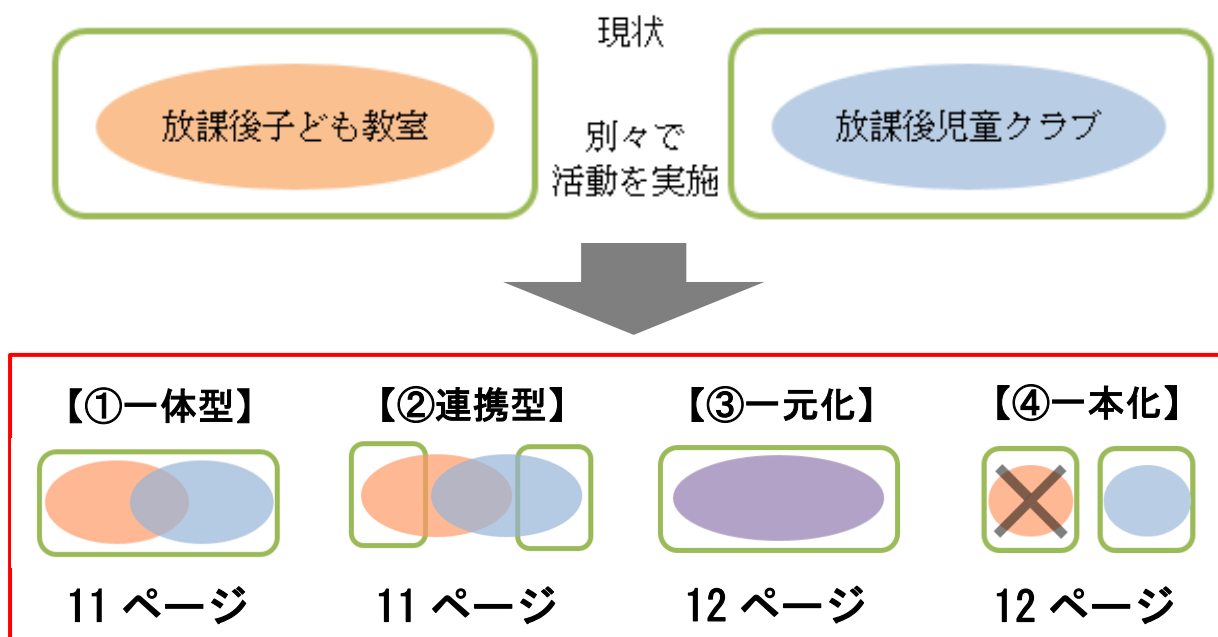
(3) 共通

- ① 必要に応じて両事業と連携を促進し、文部科学省と厚生労働省が明示している一体型もしくは連携型による運営の拡充を図っていく必要がある。

5 放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携の在り方（4案）

両事業の連携の在り方として、次の4つの案が想定される。

両事業の課題を踏まえつつ、実現可能で保護者に分かりやすい施策を考えていく必要があるため、この4つの案を中心に、様々な角度から検討するものとする。



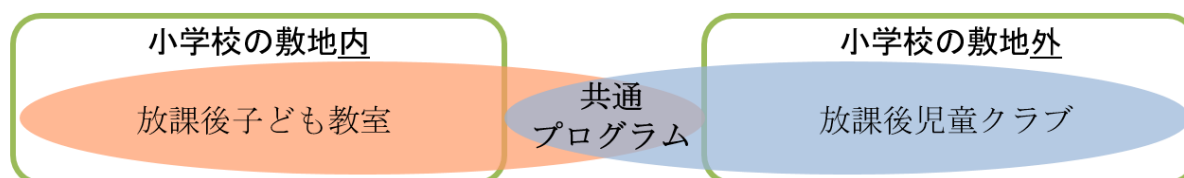
【①一体型】



「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の児童が、同一の小学校内の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通プログラムに参加できるものをいう。

良い点	・ 同一敷地内で活動するため児童の<u>安全が確保</u>される。 ・ 「子ども教室」と「児童クラブ」の<u>相互連携</u>がとりやすい。 ・ 共通プログラムを実施することで、「子ども教室」と「児童クラブ」の<u>活動内容の差が軽減</u>できる。
課題	・ 豊山学区、新栄学区の「児童クラブ」は<u>小学校敷地内に設置されていない</u>ため、小学校内に建物の新築・増築が必要 → 費用の負担増
実施自治体	北名古屋市、瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市

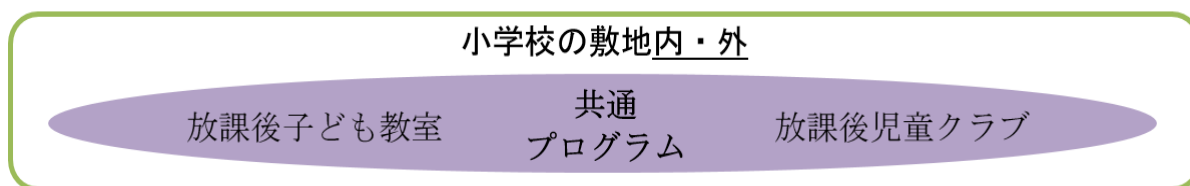
【②連携型】



「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の活動場所の少なくとも一方が小学校以外の場所にあって、「放課後子ども教室」が実施する共通プログラムに「放課後児童クラブ」の児童が参加できるものをいう。

良い点	・ 建物の新築・増築の<u>必要がない</u>。 ・ 共通プログラムを実施することで、「子ども教室」と「児童クラブ」の<u>活動内容の差が軽減</u>できる。
課題	・ 共通プログラムの実施場所への移動の際に、<u>児童の安全が確保できない</u>ため、移動方法を検討する必要がある
実施自治体	春日井市、東郷町、長久手市

【③一元化】



「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の児童が、同一の小学校内・外の活動場所において、共通プログラムに参加できるものをいう。

「一体型」と違い、毎回共通のプログラムを実施し、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」が同じ場所で活動する。

良い点	・「子どもクラブ」と教室が共通のプログラム実施するため、「子ども教室」と「児童クラブ」の活動内容の差がなくなる。 ・窓口が一つになるため、保護者が利用しやすい。
課題	・豊山学区、新栄学区の「子ども教室」と「児童クラブ」は別々の敷地で実施しているため、同一敷地内に建物の新築・増築が必要 → 費用の負担増 ・「子ども教室」と「児童クラブ」の区別（補助金等の申請）をどのようにするか。
実施自治体	なし

【④一本化】



「放課後子ども教室」を廃止し、「放課後児童クラブ」のみ活動する。「放課後子ども教室」を廃止することに伴い、児童の居場所の確保が必要になる。

良い点	・窓口が一つになるため、保護者が利用しやすい。
課題	・「児童クラブ」の要件を満たさないため参加できない児童の居場所の確保が必要 → 「児童クラブ」の登録要件緩和等が必要
実施自治体	尾張旭市

6 近隣市町村の状況（参考）

市町村	形態
北名古屋市	一体型
清須市	単独
小牧市	単独
春日井市	連携型
瀬戸市	一体型

市町村	形態
尾張旭市	放課後児童クラブのみ実施
豊明市	一体型
日進市	一体型
長久手市	一体型及び連携型
東郷町	連携型

7 今後の方向性

本町においては、「放課後児童クラブ」の実施場所は、志水学区以外は小学校区域外において実施しており、国の示す一体型を全町的に実施することは現在のところ地理的な面で困難である。

また、両事業が同一の小学校内等で行われている場合であっても、一体型の実施にあたっては、従事者との綿密な打合せや児童のスペースの確保など、様々な課題が考えられる。

今後は、例えば、両事業が同一小学校敷地内で実施される志水地区を一体型のモデル事業として検証し、本町における一体型の課題を明確にすることにより、効果等も踏まえ、国の示す一体型に捉われず、本町における両事業の連携の在り方について検討する。

《このページは空白です。》

その他（１） コミュニティ・スクールについて

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現に向けて

◆なぜ今、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動が必要なのか？

背景 時代の変化に伴い学校と地域の在り方が変化

- ◆教育環境を取り巻く状況
 - ・児童生徒数の減少
 - ・子供の規範意識等への課題
 - ・学校が抱える課題の複雑化・困難化
- ◆教育改革の動き
 - ・「社会に開かれた教育課程」の実現など
- ◆社会の動向
 - ・少子高齢化の進行
 - ・グローバル化や情報化の進展
 - ・地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下
- ◆地方創生の動き
 - ・学校を核とした地域の活性化

求められるものは…

- ◆これからの時代を生き抜く力の育成（学校だけでは得られない知識・経験・能力）
- ◆地域住民が自ら地域を創っていくという「主体的な意識」への転換

学校と地域の連携・協働が必要

具体的な取組として…

コミュニティ・スクール

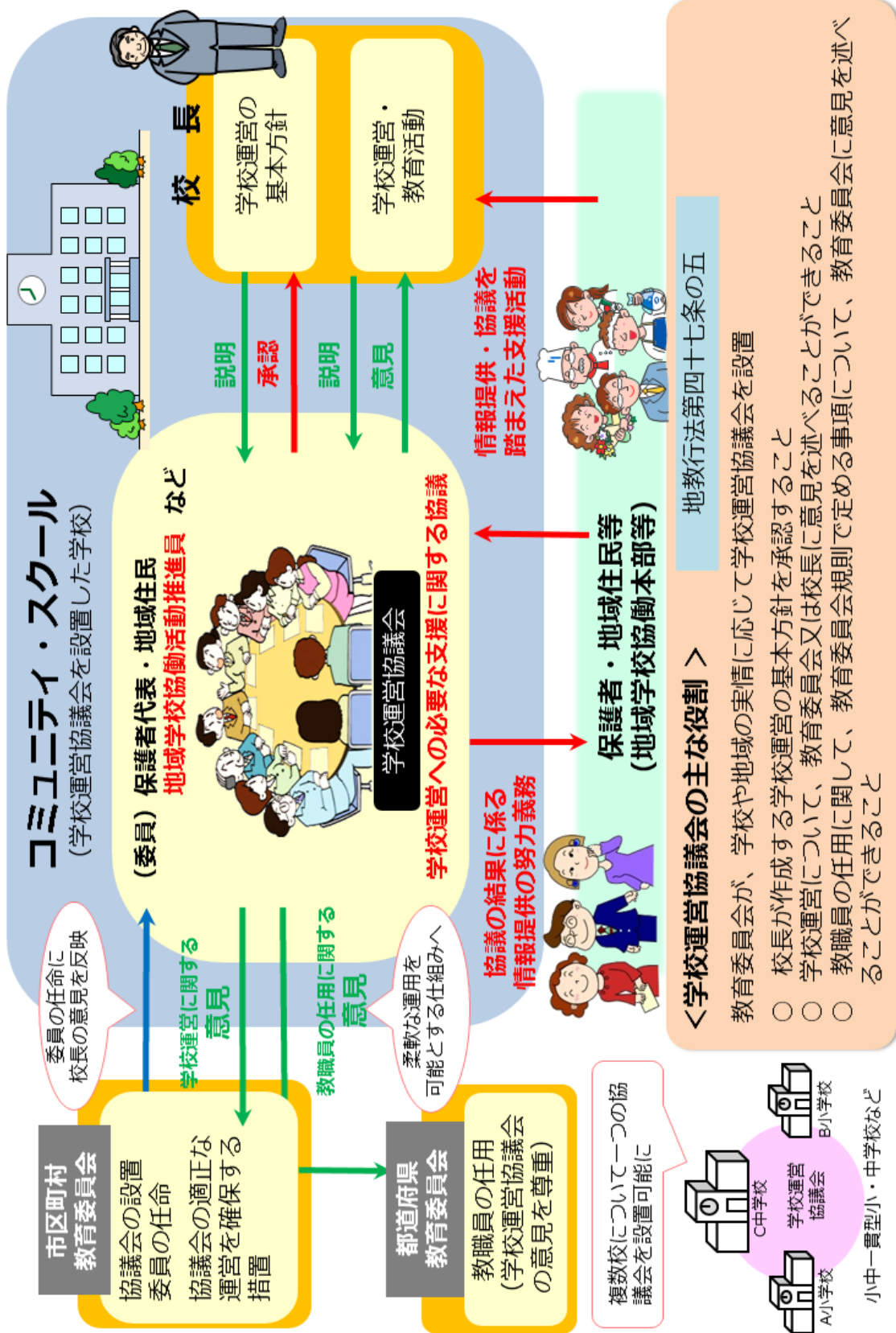


地域学校協働活動

『目標』や『ビジョン』の共有

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現！

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



豊山町放課後子どもプラン運営委員会名簿（令和２年度）

◎：会長 ○：副会長

氏名		選出区分（所属等）
	武者 一弘	学識経験者（中部大学教授）
	千田 秀樹	小学校の校長（豊山小学校校長）
	高山 誠	小学校の保護者の代表（新栄小学校 PTA 会長）
	前田 みのり	小学校の保護者の代表（志水小学校 PTA 会長）
	岡島 映子	放課後子ども教室関係者（コーディネーター）
	岡島 久美	放課後児童クラブ関係者（豊山なかよし会）

<任期> 令和２年１０月１日～令和４年９月３０日

<設置根拠> 豊山町放課後子どもプラン運営委員会設置要綱

豊山町放課後子どもプラン運営委員会設置要綱

- (設置)

第1条 放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進する総合的な放課後対策事業（以下「放課後子どもプラン」という。）の円滑な運営を図るため、豊山町放課後子どもプラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 放課後子どもプランの企画及び実施体制の検討に関すること。

(2) 放課後子どもプラン実施後の検証及び評価に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業の運営に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 小学校の校長

(2) 小学校の保護者の代表

(3) 放課後子ども教室の関係者

(4) 放課後児童クラブの代表者

(5) 学識経験者

(6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、運営委員会の会議の議長となる。

3 運営委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 運営委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課及び生活福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教委告示第3号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月29日教委告示第16号）

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

豊山町放課後子ども教室事業実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、放課後に子どもたちが安心して活動できるとともに、地域住民との交流を深めることができる場を確保するために、小学校等の施設を利用して実施する放課後子ども教室事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（活動内容）

第2条 事業の活動内容は、次のとおりとする。

- （1） 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保すること。
- （2） 地域住民の参画を得て、子どもたちに様々な体験・交流・学習活動を提供すること。
- （3） 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育成すること。
- （4） 子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを推進すること。

（実施場所）

第3条 事業は、豊山町内の小学校区を単位として、教育委員会が指定する小学校の施設で実施する。

（対象児童）

第4条 豊山町放課後子ども教室（以下「子ども教室」という。）を利用できる児童は、実施小学校に就学している第1学年から第3学年までの児童とする。ただし、豊山町放課後児童クラブなかよし会（以下「なかよし会」という。）に加入した児童は利用できない。

（実施日時）

第5条 子ども教室の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。

- （1） 実施日 学校給食がある日のうち、子ども教室において定めた日
- （2） 実施時間 授業終了後から午後4時まで

（利用手続）

第6条 事業を利用しようとする児童の保護者は、豊山町放課後子ども教室利用申込書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申込みがあったときは、当該申込みに係る児童を事業の利用者として登録するものとする。

3 前項の登録の期間は、登録を受けた日からその日の属する年度の3月31日までとする。

4 登録された児童（以下「登録児童」という。）の保護者は、豊山町放課後子ども教室利用申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに豊山町放課後子ども教室利用申込変更届出書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

5 登録児童の保護者は、事業の利用を中止しようとするときは、中止する日の10日前までに、豊山町放課後子ども教室利用中止届出書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（費用徴収）

第7条 教育委員会は、登録児童の保護者から、次の費用を徴収することができる。

- （1） 傷害保険料 傷害保険に加入するための費用
- （2） 教材費 材料費などが伴うときの費用

（コーディネーター及び指導員）

第8条 事業を実施するために、コーディネーター及び指導員を置く。

- （1） コーディネーターは、事業の円滑な運営のため指導員間の連絡・調整や保護者への広報等を行う。
- （2） 指導員は、児童を見守り、活動の支援を行う。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、前項に規定するコーディネーター及び指導員のほか、地域住民、ボランティア等に対し、事業の運営の協力を求めることができる。

（なかよし会との連携及び協力）

第9条 教育委員会は、なかよし会と連携及び協力をし、事業をより効果的に推進するよう努めるものとする。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

豊山町放課後児童クラブ室の設置及び管理に関する条例

- (趣旨)
- 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、放課後児童クラブ室（以下「児童クラブ室」という。）の設置及び管理（指定管理者（同条第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に係るものを含む。）について必要な事項を定めるものとする。
- (設置)
- 第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の規定による放課後児童健全育成事業を実施するため、児童クラブ室を設置する。
- 2 児童クラブ室の名称及び所在地は、別表第1に掲げるとおりとする。
- (定義)
- 第3条 この条例において「小学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び特別支援学校の小学部をいう。
- 2 前項に掲げるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。
- (事業)
- 第4条 児童クラブ室においては、次に掲げる事業を行う。
- (1) 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後事業」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、児童の健全な育成のために町長が必要と認める事業（利用時間等）
- 第5条 児童クラブ室の利用時間及び休業日は、規則で定める。
- (指定管理者が行う管理の業務)
- 第6条 町長は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。
- (1) 第4条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 放課後事業の利用の許可に関する業務
- (3) 第16条に規定する利用料金に関する業務
- (4) 児童クラブ室の点検整備、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が定める業務（指定管理者が行う管理の基準）
- 第7条 指定管理者は、放課後事業の実施に関する業務を行うため、児童クラブ室に規則で定める資格を有する指導員を置かなければならない。
- 2 指定管理者は、児童クラブ室がき損され、又は滅失されたときは、速やかにその旨を町長に報告しなければならない。
- 3 管理の業務に関する経理については、管理の業務以外の業務に関する経理と区分して整理しなければならない。この場合において、管理の業務と管理の業務以外の業務の双方に関連する費用については、適正にそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。
- 4 指定管理者は、管理の業務に関する図書で規則で定めるものを備え付け、これを指定の期間中保存しなければならない。
- 5 指定管理者は、管理の業務を一括して他の者に委任してはならない。
- 6 地震その他の天災が発生した場合その他緊急の場合の管理の業務は、町長の指示に従い、これを行わなければならない。
- 7 前各項に掲げるもののほか、管理の基準に関し必要な事項は、規則で定める。（指定管理者の指定の手続等）
- 第8条 指定管理者の指定の手続等については、豊山町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年豊山町条例第30号。第17条第1項において「指定管理者条例」という。）によるものとする。
- (利用者)
- 第9条 放課後事業を利用できる者は、町内の小学校に就学している児童又は町内に住所を有し小学校等に就学している児童で、その保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が労働等により昼間家庭にいないものその他のこれに相当する児童として規則で定めるものとする。ただし、65歳未満の同居家族が当該児童を昼間保護できる状態にある場合は、原則として放課後事業を利用することはできない。
- 2 町長は、前項に規定する児童のほか、小学校等に就学している児童のうち、特に必要と認めるものに放課後事業を利用させることができる。
- (利用の許可)
- 第10条 放課後事業を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより町長（第6条の規定により指定管理者に管理の業務を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下第14条までにおいて同じ。）に放課後事業の利用を申請し、利用の許可を受けなければならない。放課後事業の利用を許可された児童（以下「利用児童」という。）の保護者が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の許可の期間は、利用しようとする日からその日の属する年度の末日までの間で町長が定める期間とする。
- 3 町長は、放課後事業の運営上又は児童クラブ室の管理上必要があるときは、第1項の許可に条件を付けることができる。
- 4 放課後事業を利用しようとする児童の数が、規則で定める児童クラブ室の定員（既に利用児童がいる場合は、その者の数を差し引いた数）を超える場合は、町長は、規則で定める基準に従い、放課後事業の利用を許可する児童を選考する。
- (利用の不許可)
- 第11条 町長は、放課後事業を利用しようとする児童が次の各号のいずれかに該当するときは、放課後事業の利用を許可しないことができる。
- (1) 第9条第1項の規定に該当しないとき。
- (2) 放課後事業の運営上又は児童クラブ室の管理上支障があると認めるとき。

- (3)

前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるとき。
- 2

利用児童の数が、規則で定める児童クラブ室の定員に達している場合は、町長は、放課後事業の利用を許可しないことができる。
(利用児童等の義務)
- 第12条

利用児童及び保護者は、放課後事業の利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに第10条第3項の規定により許可に付けられた条件に従わなければならない。
(利用の許可の取消し等)
- 第13条

町長は、利用児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。
(1) 第9条第1項の規定に該当しなくなったとき。
(2) 前条の規定に違反したとき。
(3) 正当な理由がなく長期間にわたって放課後事業の利用の実績がないとき又は利用する頻度が著しく少ないとき。
(4) 正当な理由がなく長期間にわたって第15条の利用料又は第16条の利用料金を納付しなかったとき。
(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。
- 2

前項の規定による措置によって生じた損害については、町長はその責めを負わない。
(行為の禁止)
- 第14条

児童クラブ室においては、次に掲げる行為をしてはならない。
(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがある行為
(2) 児童クラブ室をき損するおそれがある行為
(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める行為
(利用料)
- 第15条

利用児童の保護者は、別表第2に掲げる利用料を規則で定めるところにより納付しなければならない。
- 2

町長は、規則で定めるところにより、利用料を減免することができる。
(利用料金)
- 第16条

町長は、適当と認めるときは、指定管理者に利用料の額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める額を、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）とし、指定管理者の収入として収受させることができる。
- 2

町長は、前項の規定により利用料金を指定管理者の収入としたときは、その減免及び還付についてこの条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、指定管理者に行わせることができる。
- 3

町長は、第1項の規定により指定管理者の収入として収受させたときは、これを告示しなければならない。

- (指定管理者の原状回復義務)
- 第17条

指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は指定管理者条例第10条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちに児童クラブ室を原状に復さなければならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2

指定管理者が前項の義務を履行しないときは、町長がこれを執行し、これに要した費用を指定管理者から徴収する。
(損害賠償)
- 第18条

故意又は過失により児童クラブ室をき損し、又は滅失した者は、町長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。
(委任)
- 第19条

この条例の定めるもののほか、児童クラブ室の管理について必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
- 1

この条例は、平成23年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2

第8条の規定による指定管理者の指定の手續等の行為及び第10条第1項の規定による放課後事業の利用の許可等の手續の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。
附 則（平成24年9月27日条例第25号）
この条例は、平成24年10月1日から施行する。
附 則（平成26年12月16日条例第31号）
この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。
附 則（平成28年3月28日条例第6号）
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	所在地
放課後児童クラブ室豊山なかよし会	豊山町大字豊場字諏訪270番地
放課後児童クラブ室新栄なかよし会	豊山町大字青山字東栄12番地
放課後児童クラブ室志水なかよし会	豊山町大字豊場字下戸1番地

別表第2（第15条関係）

区分	利用料額（児童1人当たり）
通常時間分利用料	月額3,000円
延長時間分利用料	日額100円

豊山町放課後児童クラブ室の設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、豊山町放課後児童クラブ室の設置及び管理に関する条例（平成22年豊山町条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（利用時間）

第2条 豊山町放課後児童クラブ室（以下「児童クラブ室」という。）の利用時間は、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の授業の終了時刻から午後5時30分（延長利用時にあつては、午後6時30分）までとする。ただし、次に掲げる日は、午前8時から午後5時30分（延長利用時にあつては、午後6時30分）までとする。

（1） 土曜日

（2） 豊山町立小中学校管理規則（平成13年豊山町教育委員会規則第1号）第5条第3号から第7号までに規定する学校の休業日（同規則の規定により教育委員会又は校長が変更する場合（授業日と休業日を相互に振り替える場合を含む。）を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、町長は、特に必要があると認めるときは、同項の時間を変更することができる。

（休業日）

第3条 児童クラブ室の休業日は、次のとおりとする。ただし、町長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に定めることができる。

（1） 日曜日

（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3） 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

（指定の申請）

第4条 豊山町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年豊山町条例第30号。以下「指定管理者条例」という。）第3条の規定により、指定を申請しようとする法人その他の団体（以下「団体等」という。）は、施設ごとに、豊山町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年豊山町規則第1号。以下「指定管理者規則」という。）第2条第1項で定める申請書に指定管理者条例第3条各号に掲げる書面を添えて、町長に提出しなければならない。

2 指定管理者条例第3条第3号に規定する別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

（1） 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書又はこれらに類する書類

（2） 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類

（3） 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類

（4） 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

（5） 納税証明書

（6） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（事業計画書）

第5条 指定を申請しようとする法人その他の団体等は、指定管理者規則第2条第2項に規定する事業計画書中に掲げられた事項のほか、次に掲げる事項を追記又は添付するものとする。

（1） 管理の業務に従事する職員が有する資格等（管理の業務に係るものに限る。）

（2） 条例第6条第1号に規定する業務（第6条第1項において「事業の実施業務」という。）について、その実施の方法

（3） 条例第6条第4号に規定する業務（第6条第2項及び第3項において「維持管理業務」という。）について、実施する時期、頻度、実施する者その他実施の方法

（4） 前2号の業務以外の業務について、その実施方法

（5） 前3号の業務のうち、条例第10条第1項に規定する利用児童（以下「利用児童」という。）のためのサービスの向上に資するものについて、その特徴的事項

（管理の業務の方法）

第6条 事業の実施業務については、次に掲げるところにより行わなければならない。

（1） 利用児童の自主性、創造性及び社会性の向上を図ることを目的とした生活指導、遊びの指導等を行うこと。

（2） 利用児童の健康状態、活動状況等の把握及びその保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）と密接な連絡を行うこと。

（3） 利用児童の安全の確認を常に行い、安全の確保に関する適切な措置を講ずること。

（4） 利用児童の就学する小学校等（条例第3条第1項に規定する小学校等をいう。以下同じ。）

との連携を図ること。

(5) 放課後事業（条例第4条第1号に規定する事業をいう。以下同じ。）を利用しようとする児童の数が第13条第1項に規定する児童クラブ室の定員（既に利用児童がいる場合は、その者の数を差し引いた数）を超える場合における他の児童クラブ室との連絡調整及び適当な他の児童クラブ室の紹介等を行うこと。

(6) 条例第7条第1項の規定により児童クラブ室に置く指導員（豊山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊山町条例第20号）第10条第1項に規定する放課後児童支援員をいう。以下同じ。）の数は、おおむね40人以下の利用児童人数の支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（指導員が行う支援について指導員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。

(7) 利用児童の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、利用児童の健全な育成のため町長が特に必要と認める業務を町長が指示するところにより行うこと。

2 日常的及び定期的な維持管理業務については、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 児童クラブ室内及び周辺の安全確認を常時行うこと。

(2) 戸締り及び火気の点検を適時行うこと。

(3) 清掃業務を常時行うこと。

(4) 児童クラブ室周囲の除草は年に2回以上行うこと。（児童クラブ室志水なかよし会に限る。）

3 前項に掲げるもののほか、次に掲げる維持管理業務については、それぞれ各号に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 児童クラブ室の修繕を行おうとするときは、あらかじめその内容を町長に報告すること。

(2) 地震、水害等の天災の発生後にあっては、児童クラブ室の屋根（児童クラブ室志水なかよし会に限る。）、壁、床、天井等の外観について、目視等による点検を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、児童クラブ室の良好な状態を確保するため町長が特に必要と認める維持管理業務を町長が指示するところにより行うこと。

4 前2項に掲げる点検等の結果、異常が認められたときは、直ちに町長に報告しなければならない。

（指導員の資格）

第7条 条例第7条第1項の規則で定める資格は、豊山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項に定めるものとする。

（図書の備付け等）

第8条 条例第7条第4項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 放課後事業の利用の申請等に関する書類

(2) 個々の管理の業務に関する記録

(3) 管理の業務に係る収支の状況に関する記録

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書

2 指定管理者は、指定管理者でなくなったときは、前項各号に掲げる図書を町長に引き継がなければならない。

（事業報告書）

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、指定管理者条例第8条による事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。

（対象児童）

第10条 条例第9条第1項の規則で定める児童は、その保護者が次の各号のいずれかに該当していると認められるものとする。

(1) 昼間に居宅外で労働することを常態（1日4時間以上、月15日以上労働）としていること。

(2) 昼間に居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態（1日5時間以上、月15日以上労働）としてしていること。

(3) 妊娠中（妊娠7箇月以降に限る。）であること。

(4) 出産後2箇月以内であること。

(5) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

(6) 長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

(7) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

（利用手続き）

第 1 1 条 条例第 1 0 条第 1 項の規定により放課後事業を利用しようとする児童の保護者は、放課後児童クラブ室なかよし会利用許可申請書（様式第 1 号。以下「利用許可申請書」という。）に、保護者及び 6 5 歳未満の同居家族についての雇用証明書（様式第 2 号）その他の現に就労していることを証する書類又は保護者及び 6 5 歳未満の同居家族が昼間家庭にいないこと若しくはこれに相当することを証する書類を添付し、町長（条例第 6 条の規定により指定管理者に管理の業務を行わせる場合にあっては、指定管理者。この条及び次条、第 1 4 条から第 1 6 条まで並びに第 1 9 条において同じ。）に提出しなければならない。

2 利用許可申請書の提出は、放課後事業の利用を始めようとする日の 3 0 日前から 1 0 日前までの期間（年度の初日から放課後事業の利用を始めようとする場合は町長が定める期間）に行わなければならない。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 利用許可申請書を提出した者は、次項の規定による児童クラブ室の利用の許可又は不許可の通知を受けるまでの間は、他の児童クラブ室の利用許可の申請を行うことはできない。

4 町長は、第 1 項の規定による申請があったときは、これを審査し、利用の可否を決定し、放課後児童クラブ室なかよし会利用許可通知書（様式第 3 号。以下「利用許可通知書」という。）又は放課後児童クラブ室なかよし会利用不許可通知書（様式第 4 号）をもって、同項の申請者に通知するものとする。

（利用の変更等）

第 1 2 条 条例第 1 0 条第 1 項の規定により許可された事項を変更しようとするときは、利用児童の保護者は、変更しようとする月の前月の 2 0 日までに、変更を必要とする理由を明らかにして、放課後児童クラブ室なかよし会利用変更許可申請書（様式第 5 号）に、当該許可に係る利用許可通知書その他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、変更の可否を決定し、放課後児童クラブ室なかよし会利用変更許可通知書（様式第 6 号）又は放課後児童クラブ室なかよし会利用変更不許可通知書（様式第 7 号）により利用児童の保護者に通知するものとする。

3 利用児童の保護者は、利用許可申請書又は第 1 項の申請書に記載した事項について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、1 4 日以内に放課後児童クラブ室なかよし会利用許可申請書等記載事項変更届（様式第 8 号）に変更の事実を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1） 住所を変更したとき。

（2） 保護者又は利用児童の氏名を変更したとき。

（3） 保護者が勤務先を変更したとき。

（4） 保護者が婚姻し、離婚し、死亡する等利用児童が属する世帯に異動があったとき。

（5） 保護者が利用児童と養子縁組をしたとき。

（6） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

4 利用児童が児童クラブ室の利用を取り止めようとするときは、児童の保護者は、利用を取り止めようとする日の 1 0 日前までに、放課後児童クラブ室なかよし会退会届出書（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。

5 利用児童が病気等やむを得ない理由で月を通して利用を中止しようとするときは、利用児童の保護者は、放課後児童クラブ室なかよし会利用中止届出書（様式第 1 0 号。以下「児童クラブ室利用中止届出書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、利用を中止する期間は、月単位とし、利用児童の家庭環境等を鑑み、特に町長が必要と認める場合を除き、2 箇月を超えることはできないものとする。

（定員）

第 1 3 条 条例第 1 0 条第 4 項の規則で定める定員は、別表第 1 のとおりとする。

2 町長は、条例第 9 条第 2 項の規定により放課後事業を利用させる場合は、前項に定める定員を超えて放課後事業を利用させることができる。

（利用の許可の選考）

第 1 4 条 条例第 1 0 条第 4 項の規則で定める基準は、次に掲げる事項を総合的に勘案し、放課後事業の必要性が高いと認める児童から順に児童クラブ室なかよし会の利用の許可を行うものとする。

（1） 放課後事業を利用しようとする児童が昼間 1 人となる時間又はこれに相当する時間がより長いこと。

（2） 放課後事業を利用しようとする児童の在学する学年がより低い年次であること。

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、町長が選考に当たって特に配慮すべきと認める事項

（利用料の納付方法）

第 1 5 条 利用児童の保護者は、放課後事業を利用する日の属する月の利用料を当該月の翌月の町長が定める日までに納付しなければならない。

（納付された利用料の還付）

第 1 6 条 納付された利用料の還付は、行わないものとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（利用料の減免手続）

第 1 7 条 条例第 1 5 条第 2 項の規定による利用料の減免は、利用児童の保護者の世帯が次の各号のいずれかに該当すると認められるときに行う。

（1） 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による生活保護受給世帯

（2） 前年分所得税非課税（住宅取得控除前の所得税が非課税である場合に限る。）世帯

（3） 利用児童が 2 人以上ある世帯

（4） 月の途中において、利用の許可を受け、利用を取り止め、利用を中止し、又は利用許可の取消しを命ぜられたとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、町長が公益上その他特別な理由により特に必要と認めたとき。

2 減免額は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

3 利用料の減免を受けようとする利用児童の保護者は、放課後児童クラブ室なかよし会利用料（利用料金）減免申請書（様式第 1 1 号）に減免を受けようとする理由を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、減免の可否を決定し、放課後児童クラブ室なかよし会利用料減免承認通知書（様式第 1 2 号）又は放課後児童クラブ室なかよし会利用料減免不承認通知書（様式第 1 3 号）により、利用児童の保護者に通知するものとする。

（送迎）

第 1 8 条 利用児童の送迎は、保護者の責任において行うものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、保護者との協議の上、帰宅時間を定めて帰宅させるものとする。

（利用許可の取消し等の通知）

第 1 9 条 町長は、条例第 1 3 条第 1 項の規定により児童クラブ室の利用許可の取消しを決定したときは、放課後児童クラブ室なかよし会利用許可取消通知書（様式第 1 4 号）をもって、利用児童の保護者に通知するものとする。

（損害の届出）

第 2 0 条 児童クラブ室をき損し、又は滅失した者は、直ちにその理由とともに町長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（利用料金）

第 2 1 条 条例第 1 6 条第 1 項の規定により利用料を利用料金とするときは、第 1 5 条から第 1 7 条までの規定中「利用料」とあるのは、「利用料金」とする。

（委任）

第 2 2 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、平成 2 3 年 3 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の規定による指定管理者の指定の手続等の行為及び放課後事業の利用の許可等の手続の行為については、この規則の施行前においても行うことができる。

3 この規則の施行前に豊山町放課後児童クラブの管理及び運営に関する規則を廃止する規則（平成 2 2 年豊山町規則第 3 4 号）による廃止前の豊山町放課後児童クラブの管理及び運営に関する規則（平成 2 2 年豊山町規則第 8 号。以下「旧規則」という。）によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この規則の施行の際、旧規則の規定に基づいて調製されている用紙類で、現に存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（令和 2 年 4 月から同年 5 月の利用に係る利用料に関する特例措置）

5 町長は、第 1 7 条第 1 項及び第 2 項の規定に関わらず、令和 2 年 4 月から同年 5 月の利用に係る利用料を全額免除する。この場合においては、同条第 3 項及び第 4 項に規定する提出、承認等の手続は要しないものとする。

附 則（平成 2 4 年 2 月 1 4 日規則第 1 号）

この規則は、平成 2 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 9 月 2 8 日規則第 2 2 号）

この規則は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 3 月 2 9 日規則第 7 号）

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年 1 月 2 7 日規則第 1 号）

この規則は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成２８年３月３０日規則第９号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月３１日規則第２０号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月３１日規則第８号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年４月２８日規則第１５号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊山町放課後児童クラブ室の設置及び管理に関する
条例施行規則の規定は、令和２年４月１日から適用する。

別表第１（第１３条関係）

放課後児童クラブ名	定員
放課後児童クラブ室豊山なかよし会	７０人
放課後児童クラブ室新栄なかよし会	１００人
放課後児童クラブ室志水なかよし会	１００人

別表第２（第１７条関係）

減免項目		減免額（月額）	延長時間分（日額）
（１）生活保護受給世帯		３，０００円	１００円
（２）前年分所得税非課税世帯		３，０００円	１００円
（３）利用児童２人以上世帯（２人目以降）		１，５００円	０円
（４）利用児童の月途中 の利用の許可、取り止 め、中止、利用の許可の 取り消しのある世帯	利用日数１０日以 下	１，５００円	０円
	利用日数１１日以 上	０円	０円
（５）町長が特に減免することが必要と認 めたとき		双方協議の上で決 めた額	双方協議の上で決 めた額